



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 50(4), 385-387
Issue Date	1999-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14982
Type	other
File Information	50(4)_p385-387.pdf



北海道大学法学会記事

○一九九九年五月二八日(金)午後二時半より

「日米のビジネス法交渉―文化理解を通じての成功の条件」

報告者 ラルフ・ケイゲル

(米国ウイスコンシン大学

ロー・スクール教授)

通 訳 アンドリユー・

パーディエツク

出席者 三六名

本報告は、「一九九九年度北海道大学法学部「ウイスコンシン大学ロー・スクール特別交流プログラム」の一環として行われた。報告者のラルフ・ケイゲル氏は、一七年ほどの弁護士経

験を経た後、現在ウイスコンシン大学ロー・スクールの教授として法交渉論などを講じておられ、今回のプログラムでも「異文化間法交渉」のセミナーを担当された。

報告は、日米の文化比較ならびにビジネス法交渉比較をインタビューなどのデータによりながら整理する形で行われた。ケイゲル教授によれば、日米の間では、歴史、地理的条件、人種構成、自然観、集団的価値、権威感覚などの点で重心の相違があり、またビジネスにおいても、計画性、人間関係の評価、信頼か取引か、時間感覚、言語表現、対等性、議論の重要性、原則論か具体論か、チームか個人か、合意か決断か、法律家の利用、契約条件の規定などの点で重心の相違がある。これらの相違は、しかし、それぞれの文化に根ざしたものであり、重要なのはそれらを的確に理解し、かつ尊重しながら、相互利益にとつてよりよい問題解決を追求してゆくことであることが強調された。

質疑応答においては、交渉における自己利益の意義、交渉における自己主張と客観的利益との相違、日本と中国の間などのアジア文化圏における交渉観の相違、アメリカ国内における人種毎の交渉観の相違、そして法交渉論が法学教育において果たしうる役割などが議論の的となった。これらの問題に関して、

ケイグル教授は次の諸点を指摘された。すなわち、日本などでも交渉は自己利益の実現が重要であるがそれが個人レヴェルよりも集団レヴェルにおいて現れる一方でアメリカでも集団の利益が重視される場合があること、自己利益に関する主張は必ずしも客観的な利益を反映しているとは限らずむしろ主張の背後に存在しうる利益やニーズの解決の可能性に注意を払うべきであること、日本と中国の間には同じアジア文化圏でも大きな交渉観の相異が存在しており特に最近では中国の交渉観はアメリカのそれに近くなつて来ていると思われること、アメリカ国内でも白人、黒人、あるいはインディアンの人々の間での交渉観には基本的に相異があるが近年ではマイノリティの社会進出に伴つてその相異も薄れて来ていること、そして、法交渉論の教育はアメリカでも二〇年ほど前から始まつた比較的新しい分野であるが実務においても最近では訴訟以前に種々の交渉によつて問題解決を図る動きが広く見られるようになっており、日本でも法交渉論による実践的な教育が今後ますます重要になるであろうこと、などである。

最後に、右記特別交流プログラムの一環として本報告を主催していただいた北大法学会の関係各位、通訳の労を取られたA・パーディエック講師に、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

る次第である。

(文責 長谷川晃)

○一九九九年六月二五日(金)午後一時半より

「民事法の変容と個人、組織、関係、専門家」

報告者 瀬川 信久

出席者 三三名

報告者の同名の論文(法の科学二八号(一九九九年)三六頁以下に掲載)に従つて報告がなされた後、多方面から質問・意見が出された。ここでは、最も活発になされた「生活世界」をめぐる議論を、研究会の後に報告者が考えたことを含めて整理しておきたい。

報告者は、右の論文で、「生活世界」を実体的な規範内容を持つべきものと捉え、それを民法解釈作業が依拠できる形に定式化しようと考えた。そして、出発点として、一方ではハーバースに依拠して、「生活世界」を「システム」に対抗するものと捉えつつ、他方でハーバースと異なり、「生活世界」を言語によるコミュニケーション的行為に閉じ込めない立場を採った。この視点から、不法行為法と民事訴訟法の近時の問題を検討し、「システム」を、組織、関係、取引、専門家と具体

化し、「生活世界」を、対面性（身体性）、包括性に具体化した。

この報告に対し、2つの方向から批判が出された。一つは、(I)「生活世界」は実体法的な規範として捉えることはできない、したがって、民事争訟に関する後半の「生活世界」の理解は正しいが、不法行為に関する前半の「生活世界」の理解は疑問である、前半の「生活世界」と後半の「生活世界」は全く別なものではないかという批判である。(これは、ハーバーマスの考え方からの批判であろう。たしかに、ハーバーマスは、生活世界Ⅱ公共的論議が行われる場として学校・家庭をあげるけれども、学校・家庭に妥当している、あるいは妥当すべき規範をもって、「生活世界」としているわけではない。)これに対し、他方では、(II)吉田克己氏のいう、市場・企業と対比される「場としての生活世界」、大村敦志氏の「生活民法」のように、生活世界の規範内容をもっと明確に提示すべきだとの批判があった。

これらの批判を受けて振り返ると、報告者はIⅡの間に位置し、その中間的立場から「生活世界」の内容を類型論的に定式化しようと試みていた。(このような立場は報告者だけではなく、内田貴氏の「関係的契約理論」「納得の論理」も、報告者と類似の発想に立っているように思われる。)しかし、報告者

のように考えると、「生活世界」の内容は拡散してしまう。生活世界を、Iのように言語的コミュニケーションに純化せず、また、IIのように妥当する社会関係を確定・限定しないからである。その結果、企業間の取引関係にも「生活世界」を認めることになる(内田氏も同じ)。報告の中で取り上げた「関係に基づく不法行為」について、そこにおける「生活世界」とは何か、システム化が進んでいるだけではないか、関係に基づく義務・保護法益の中には、生活世界Ⅱ共同体等が崩壊したために法が介入する場合と、生活世界とは無関係に経済の論理で関係がつくられる場合とを区別すべきでないか、という疑問が出されたのは、もつともである。

以上のように、報告者の「生活世界」の捉え方は概念的明晰さを欠くところがある。しかし、いましばらくはこの立場から作業を継続してみたいと考えている。というのは、「関係に基づく不法行為」「取引における説明義務」を含めて、今日の不法行為法の特徴を民法の立場から捉えるときには、IとIIの中間にある、いわば類型論的な立場に依って経験的な知見を積み重ねることが、実り多いように思われるからである。